

令和6年度県内企業の潜在的水素需要等に関する調査事業委託業務 公募型プロポーザル方式実施公告（案）

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年3月8日

産業労働部 産業政策課

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度県内企業の潜在的水素需要等に関する調査事業

(2) 業務の目的

昨年、国では「水素基本戦略」の見直しが行われ、将来的な水素等の利活用の実現に向けた取組が動き出したところ。

しかしながら、長野県ではまだ水素の利活用に向けた動きは十分とは言い難い状況。その原因として、県内での水素需要が不透明であることから、オンサイト、オフサイト双方において具体的な手段の着手に至っていないこと等が挙げられる。

こうした課題解決の第一歩として、本委託事業では県内企業の現時点における潜在的な水素利活用の需要と、それに伴い期待されるカーボン排出量の削減等を調査・分析する。その結果を踏まえ、県の水素利活用実現に向けたロードマップ構築の一助とし、将来的に県内ニーズに即し、かつ、経済性や安定性を具備したエネルギー調達の実現に向けた具体的かつ効果的な支援施策の企画立案に資することを目的とする。

(3) 業務内容

業務の目的を踏まえ、県内企業の水素利活用に関する潜在需要量や、それに伴うカーボン排出量の削減に向け、定量的な調査・分析することを業務内容とする。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

6（4）に記載のとおり

(6) 業務の実施場所

長野県を含む日本国内

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和6年10月31日まで

(8) 費用の上限額

17,502,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入して

いること。

(7) 過去5年以内に同種又は類似の業務の履行実績を有する者。

(8) 長野県庁で行うプレゼンテーション審査及び打合せ等に参加できる者。

3 参加申込書の作成・提出

本委託業務の公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書等を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書等を提出しない場合は、企画提案書を提出することができませんのでご留意願います。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類総括書及び誓約書

様式第3号の附表1及び2による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
	長野県産業労働部産業政策課
	企画担当（県庁5階） 担当：尾張
電話	026-235-7205
FAX	026-235-7496
メール	san-kikaku@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和6年3月18日（月）

（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送、FAX又はメールとします。

※郵送の場合は提出期限までに産業政策課に到達したもの、FAX又はメールに拠る場合は、提出期限までに提出先のFAX番号又はメールアドレスで受信できたものに限り、郵送、FAX又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(3) ①）の3日前までに、書面により産業政策課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業政策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 業務説明会の開催

- (1) 開催日時 令和6年3月14日(木)午前10時00分から(1時間程度)
- (2) 開催場所 長野県庁議会棟401号会議室(長野市南長野幅下692-2)
- (3) その他 業務説明会はWeb会議により開催する場合があります。
現地開催となった場合の説明会参加のための交通費等の諸費用は、参加者の負担になります。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 公告実施日から令和6年3月18日(月)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)
- (3) 受付方法 業務等質問(回答)書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 令和6年3月22日(金)までに参加申込者全員に対し、原則として電子メールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の附表)
企画書は別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえた上で記載してください。
なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。
 - ② 見積書(様式第14号)
経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - ③ 会社概要又はパンフレット
- (2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
 - ③ 受付方法 業務等質問(回答)書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メール等により回答します。
- (3) 企画提案書及び企画書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和6年3月25日(月)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。)
 - ② 提出先 3(4)に同じ。
 - ③ 提出部数 6部(正本1部、コピー5部)
 - ④ 提出方法 持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は提出期限までに産業政策課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
- (4) 企画提案の選定基準
企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

(別添) 令和6年度県内企業の潜在的酸素需要等に関する調査事業 プロポーザル審査基準表			
審査項目		審査内容（要求内容）	配点
大項目	小項目		
1 実施体制	的確性	仕様書を踏まえ、明確かつ具体的な提案がなされているか。	5
	配置人員（体制）	運営スタッフの配置や業務管理の体制が、事業の進行管理が適切に行える体制となっているか。	5
	業務実績	類似事業の履行実績から、適切かつ効果的に事業を遂行し、成果をあげることが見込めるか。	5
	実現可能性	提案内容、スケジュール等が妥当で、確実な実施が見込まれるか。	5
	独自性	類似事業の履行実績等を踏まえ、目的に沿ったうえで独自性のある提案がなされているか。	10
2 事業内容	現状認識・基本方針	水素利活用の推進に向けた現状と課題について、特に内陸部における課題についての確に分析・把握した上で、事業の実施方針が明確となっているか。	5
	水素関連機器市場の知見	水素利活用の分析に当たり、導入可能性のある水素関連機器の市場導入状況等、トレンドを的確に把握し、精緻な分析を行うことについての具体的な提案がなされているか。	15
	水素利活用に関する業界構造分析	水素利活用の推進に当たり、特に製造業の中でもどういった業種、生産工程において水素利活用のポテンシャルが存しているか等、実態に即して具体的な提案がなされているか。	20
	企業ヒアリング実施体制	ポテンシャル調査の結果を踏まえ、関係企業に対して効率的にヒアリングを実施する体制が整備されているか。ヒアリング実施に当たり、質問事項等の組成等を含め、効率的な運用に向けての具体的な提案がなされているか。	10
	カーボン排出量削減に関する分析体制	定量的なカーボン排出量の削減に向けた分析に当たり、具体的な提案がなされているか。	10
3 経済性	費用対効果	見積価格水準及びその積算の考え方は妥当であり、県の予算の範囲内となっているか。	10
合計得点			100

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
 なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所（予定）
 ※ 状況によっては書面のみでの審査となる可能性もあります。
 日時：令和6年3月26日（火）10時00分～
 場所：長野県庁議会棟4階402号会議室（長野市南長野幅下692-2）
 ※ 割り当て時間は各参加者に個別に連絡します。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業政策課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業政策課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積経過書（様式第15号）及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県産業労働部産業政策課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① (6)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業政策課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 ア 受付場所 3(4)に同じ。
 イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール又はFAXによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により産業政策課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業政策課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書の作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3（4）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は、契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。
- (6) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、令和6年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。